

仙台市立南中山中学校 いじめ防止基本方針

はじめに

仙台市立南中山中学校（以下「本校」という。）におけるいじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見およびいじめへの対処をいう。）のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第13条及び仙台市いじめの防止等に関する条例（平成31年仙台市条例第28号。以下「条例」という。）第11条の規定に基づき、「仙台市立南中山中学校いじめ防止基本方針」（以下「学校いじめ防止基本方針」という。）としてまとめ、ここに策定する。

I 基本的な考え方

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

法第3条に規定されている基本理念

○いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

○いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。

○いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを旨として行われなければならない。

条例第3条では、法第3条に規定する基本理念のほか、次に掲げるものを基本理念として行われなければならないとしている。

2 いじめの防止に向けて

(1) いじめの定義

いじめの定義は、条例第2条第1号により、法第2条第1項と同様に次のとおり定めている。本校はこの定義に基づき適切に対処していくものとする。

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) いじめの防止

いじめの問題をより根本的に克服していくためには、「いじめほどの子供にも、どの学校でも起こりうるものである」との認識を持って、全ての生徒を対象としたいじめの未然防止に取り組むことが何よりも重要である。特に生徒をいじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある人間としての成長を促しながら、いじめを生まない土壌を作っていくためには、教職員をはじめ関係者による一体となった継続的な取り組みが必要である。

いじめ問題の解決のためには、加害・被害の関係改善だけにとどまらず、周囲の「観衆」や「傍観者」の立場をとる生徒への働き掛けと意識付けが何よりも重要であり、生徒自身が「いじめをしない」という強い気持ちを持ち、また、一人一人がその所属する集団の中で、「いじめをさせない、許さない」といった態度・姿勢を示していくことで、いじめの多くは抑止できるものと考えられる。

(3) いじめの早期発見

「いじめは早期発見、適切かつ迅速な対処が重要」との姿勢の下、教職員は、生徒の保護者をはじめ、当該生徒と関わる大人と連携し、児童生徒のささいな変化にも気付き対応していくことが大切である。このため、いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、生徒が発する不安や変化を見逃さず、早い段階からの確に関わりを持ち、積極的にいじめを認知することが必要である。

また、いじめの早期発見のためには、生徒や保護者が教職員に信頼し安心して相談できるよう、教職員と児童生徒及び保護者との間の常日頃からの信頼関係の醸成が重要である。本校は、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、相談窓口の周知等により、生徒や保護者がいじめについて相談しやすい体制を整えるとともに、地域、家庭と連携して生徒を見守ることも必要である。

(4) いじめへの対処

いじめがあることが確認された場合、本校は、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を最優先に確保し、当該生徒を守り通すとの姿勢の下に事実の詳細を確認した上で、いじめたとされる生徒や周囲の生徒に事情を確認し適切に指導を進めるなどの対応を、いじめを受けた側と行った側の双方の生徒やその保護者との間で共通理解の下に行われるよう配慮しながら、適切かつ迅速に組織で行うことが必要である。また、家庭や市教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ関係機関との連携が必要である。

(5) 家庭や地域との連携

社会全体で生徒を見守り、健やかな成長を促すためには、学校関係者と地域、家庭との連携が必要である。特に、保護者が子供の教育について第一義的責任を負い、規範意識等を養うための指導等をより適切に行うためには、地域を含めた家庭との連携の強化が重要であり、PTAや地域の関係団体等と学校が、いじめの問題も含めた生徒の現状について共通理解に立ち、連携し協働で取り組むことが必要である。

(6) 関係機関や他の学校との連携

本校として、いじめに関係した生徒に対して、必要な教育上の措置を講じているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、警察や法務局、相談関係専門機関や医療機関、生徒の指導上の問題の解決のための学校関係機関等との適切な連携が有効であり、日頃から、本校と関係機関の担当者間での情報交換や連絡会議の開催など、情報共有体制を構築しておくことが必要である。

Ⅱ いじめの防止等のための対策の内容

1 いじめの防止等の対策のための組織の設置

(1) 仙台市立南中山中学校いじめ防止等対策委員会

本校においては、法第22条及び条例第14条に基づき、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、「仙台市立南中山中学校いじめ防止等対策委員会」（以下「本校いじめ対策委員会」という。）を設置する。

本校いじめ対策委員会は、基本的に、校長、教頭、教務主任、いじめ対策担当教諭、生徒指導担当教諭、教育相談担当教諭、不登校支援コーディネーター、特別支援教育コーディネーター、学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー等の構成により、内容・案件により、他の必要な教職員やスクールソーシャルワーカーなどの外部の専門家も参画させるなど、校長が実情に応じて定めるものとする。

本校いじめ対策委員会は、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの適切かつ迅速な対処等、学校が組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組むに当たって中核となる役割を担うものである。その所掌事務は次の通りとする。

- ア 学校いじめ防止基本方針に基づく取り組みの具体的な年間推進計画の策定
- イ 本校のいじめの防止等のための対策の企画、実施又は承認
- ウ いじめの相談・通報窓口
- エ いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などの情報の収集、記録、共有
- オ いじめの事案が発生した場合の対処（事実関係の調査、対応や指導等の方針決定等）
- カ 本校のいじめの防止等のための対策の取り組み結果の点検・評価
 （学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して適切に機能しているかどうかや、学校で定めたいじめの防止等のための取り組みが計画どおりに進んでいるかどうかのチェック、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直しなど、各学校のいじめの防止等の取り組みに係るPDCAサイクルによる検証）
- キ その他いじめの防止等に関する重要事項

（２）仙台市立南中山中学校いじめ調査委員会

法第28条第1項に定めるいじめの重大事態が発生し、市教育委員会より、学校が主体となった調査を行うように指示があった場合には、校長は、「本校いじめ対策委員会」を母体にし、学校評議員、PTA役員、学校医などの学校以外の委員を加えるなど、公平性・中立性の確保に努めた構成により、「仙台市立南中山中学校いじめ調査委員会」以下「本校いじめ調査委員会」を設置して調査を行う。

2 いじめの防止に向けた取組

いじめの防止等に関して、以下の取組を実施する。

- 自己有用感や自己肯定感、充実感等を感じられる学校生活づくりに向けた具体的な取組
- 「子どもたちをいじめから守るためのいじめ対策ハンドブック」（平成30年3月作成）の活用
- 児童生徒の意見も取り入れたいじめ防止対策の実施
 - ・心の絆創膏活動の実施
 - ・挨拶運動の実施
- いじめ防止に関する内容の標語の募集を実施
- いじめ防止に関するイラスト制作の募集を実施
- 道徳の授業を通しいじめを生まない人間関係や集団づくりを推進するための年間指導計画の策定と計画的・継続的な実施
- 教職員の資質向上に向けた校内研修の充実
 - ・特に配慮を要する生徒への正しい理解の促進と専門性の向上等に向けた研修
- 発達障害がある生徒への適切な支援に向けたケーススタディの実施
- 「特別支援教育コーディネーター」を中心とした校内での情報共有や支援、学校間の引継ぎの実施
- 体罰や不適切指導の禁止に係る周知徹底や校内研修の実施
- 学校の実情に応じた授業の中で遅れが見られる生徒への学習支援の実施
- 生徒が抱える問題等には、個別の状況に応じて生徒の心情等に配慮した対応の徹底
- インターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たることを生徒に理解させる取組の実施
- 「学校いじめ対策委員会」や「いじめ対策担当教諭」の役割の確認、必要な見直し、教職員への周知徹底
- 学校いじめ対策委員会の取り組みに関する生徒及び保護者への周知
- 生徒の地域活動等への参加促進

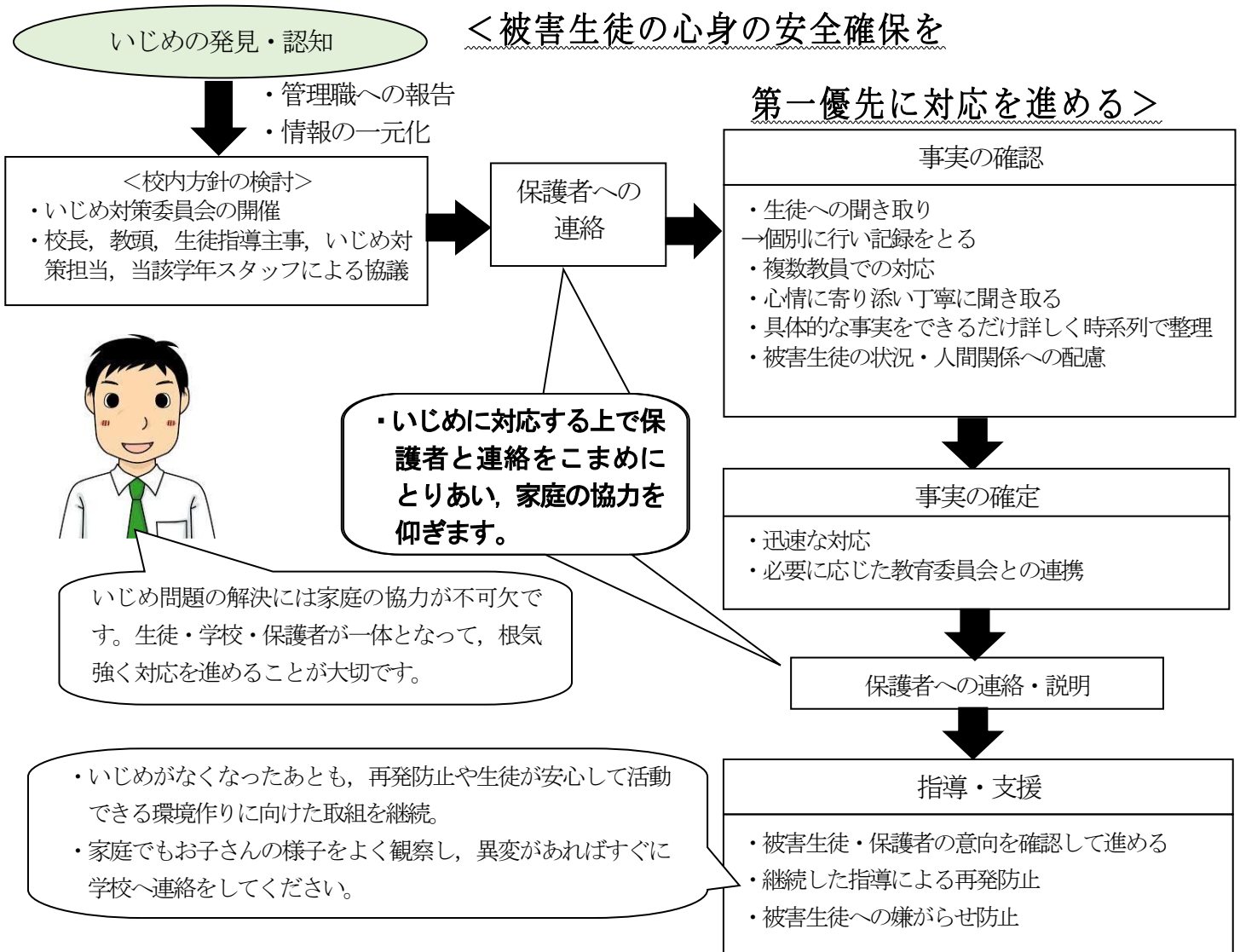
3 いじめの早期発見に向けた取組

いじめの防止に向け、いじめの早期発見に関する取組を実施する。

- いじめに関する具体的な相談体制づくり
- いじめに関する相談体制の具体的な周知方法について第1回保護者会にて説明
- 各学級の担任が生徒一人一人との信頼関係を構築し、早期に相談できる環境づくりの構築
- いじめの疑いのある情報を教職員が把握した場合の情報共有の手順、情報共有すべき内容（いつ、どこで、誰が、何を、どのように等）、情報共有後の組織的な対処に向けた取り組みや考え方の校内研修の実施
- いじめに関する学校生活アンケート調査を実施（年間3回）
- いじめを含む学校生活上の不安や課題などを把握するための生徒及び保護者との面談の実施
- QU調査の実施
- 学校評議員・学校関係者評価委員会及び南中山中学校区青少年育成会において、いじめの実態や防止対策等に関する意見交換の実施
- 教員が生徒としっかりと向き合う体制づくりの推進

4 いじめへの対処

いじめへの対応(学校対応の流れ)



学校の教員やスクールカウンセラー、学校以外の機関へ相談したいときは、以下の連絡先をご参照ください。生徒も保護者の皆様もいじめに関わる不安や悩みを抱え込まずいつでもご相談ください。

【学校の教員・カウンセラーに相談したいとき】

南中山中学校（職員室）	3 7 6－3 1 2 7
スクールカウンセラー直通電話	3 7 6－3 6 1 4

【学校以外の相談機関】

相談機関名	相談電話	相談時間
24時間いじめ相談専用電話	2 6 5－2 4 5 5	24時間365日
24時間子供SOSダイヤル	0 1 2 0－0－7 8 3 1 0	24時間365日
子どもの相談ダイヤル	7 8 4－3 5 6 9	平日 9:00～16:00
いじめ110番	2 2 1－7 8 6 7	24時間365日
仙台市子供相談支援センター	2 6 2－4 8 2 8	平日 8:30～17:00

いじめへの対処に関する取組

- いじめが疑われる場合の学校としての措置の整理
- いじめを受けた側と行った側の双方の生徒やその保護者との間で共通理解を図ることが困難な場合における早い段階での市教育委員会への相談
- 関係機関による対処も必要と思われる場合の関係機関との連携した対処
- いじめの問題に関する指導記録を作成・保存、生徒の進学・進級や転学に当たっての適切な引継ぎ
- いじめの解消の定義を踏まえた規定（いじめを受けた・加害生徒の様子に係る具体的な見守りプランの策定と実行、いじめを受けた生徒への支援内容、教職員の役割分担を含む対処プランの策定等）

5 家庭や地域、関係機関との連携

いじめの防止には学校の指導に加え、家庭での指導や地域の見守りが不可欠である。したがって家庭や地域との共通理解のもと連携していじめ防止に取り組むことが必要である。また、関係機関との連携をとり、いじめ防止に取り組んでいく

(1) 家庭との連携

- 学校が取り組むいじめ防止等に向けた対策の定期的な周知
- 保護者との信頼関係の構築
- 入学前の説明会等の機会を捉えた入学前の保護者へのいじめ対策等の情報提供
- いじめの理解等に関する説明会・研修会の父母教師会との共催による実施

(2) 地域との連携

- 学校いじめ基本方針やいじめ防止等の取り組みの学校だよりや学校ホームページ等を通じた広報・啓発
- いじめに向かわない子供の育成を目指した協働型学校評価の目標設定
- PTA 行事や地域の行事等に生徒と大人が関わる期間の企画・実施を通じた生徒の自己有用感の向上

(3) 関係機関や他の学校との連携

- 学区内の警察署、児童館、市民センター等との連携
- 授業参観、出前授業、「いじめ防止「きずな」キャンペーン」での交流活動等を通じた常日頃からの学校間の連携
- 学校間の引継ぎの徹底、引継ぎの実効性の確保、引継ぎを受けた後の適切な対処

Ⅲ 重大事態への対処

1 重大事態の意味

法第28条第1項において、次に掲げる場合を、いじめの重大事態としている。

- | |
|---|
| ① いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき |
| ② いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席すること を余儀なくされている疑いがあると認めるとき |

「いじめにより」とは、各号に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることを意味する。本校は、当該重大事態に係るいじめを受けた生徒の生命、心身又は財産の保護を最も優先して対処するものとする。

併せて、重大事態への対処及びその公表に当たっては、当該重大事態に係るいじめを受けた生徒及びその保護者の意向に配慮しなければならないことにも留意し、市対処方針等を踏まえ、市教育委員会と連携の上、丁寧に対応するものとする。

※第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。

例えば、次のようなケースが想定される。

- | | |
|---------------------------------------|--|
| <input type="radio"/> 児童生徒が自死を企図した場合 | <input type="radio"/> 身体に重大な傷害を負った場合 |
| <input type="radio"/> 金品等に重大な被害を被った場合 | <input type="radio"/> 精神性の疾患を発症した場合 など |

※第2号の「相当の期間」とは年間30日を目安とする。

2 重大事態の発生の際の調査

重大事態が発生した場合（疑いを含む。以下同じ。）には、条例第27条に基づき別に定める「仙台市立南中山中学校いじめ重大事態対処方針」に基づき、直ちに、市教育委員会に報告する。

さらに市教育委員会の判断により、本校が主体となって調査を行うよう指示された場合は、校長が調査組織である「本校いじめ調査委員会」を設置し、市基本方針等を踏まえ、適切に調査を行う。

3 調査結果の提供及び報告

本校は、「本校いじめ調査委員会」の調査結果を受けて、調査により明らかになった事実関係（いじめがいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）や再発防止策について、いじめを受けた生徒やその保護者に対して、適時・適切な方法で説明を行う。

なお、これらの情報の提供にあたっては、他の生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供するものとする。ただし、確たる根拠なく個人情報保護を理由に説明を怠るようなことがあってはならない。

質問紙調査の実施により得られたアンケートについては、いじめを受けた生徒又はその保護者に提供することをあらかじめ念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生や保護者に説明する等の措置が必要であることに留意する。

また、本校が調査を行う場合においては、市教育委員会に、情報の提供の内容・方法・時期などについて必要な指導や助言を得る。調査結果については、市教育委員会に報告する。

その他の重要事項

本基本方針は、学校ホームページで常時公表する。

本基本方針に基づき実施した前年度の実施結果については、自己点検・評価を行い、学校評議員、PTA役員から意見をいただき、必要に応じて、今後の事業見直しの検討を行い、その結果を報告する。また、その中で、本基本方針の見直しに関する意見があった場合には、広く意見を伺い、十分に検討したうえで、必要な見直しを行う。